

# 八戸市道路位置指定事務要領

(平成14年 5月10日 施行)

(令和 4年 4月 1日 施行)

## 目 次

○道路位置指定申請の事務要領	----- P1 ~ P4
○様式	----- P5 ~ P9
・ 第 1 号様式 (位置指定道路に係わる調書)	
・ 第 2-1 号様式 (委任状 (事前協議))	
・ 第 2-2 号様式 (委任状 (申請手続))	
・ 第 3 号様式 (誓約書)	
・ 第 4 号様式 (確約書)	
○道路位置指定申請に係る参考資料	----- P10 ~ P19
・ 建築基準法 (抜粋)	
・ 建築基準法施行令 (抜粋)	
・ 建築基準法施行規則 (抜粋)	
・ 八戸市建築基準法施行細則 (抜粋)	

## ◆ 道路位置指定申請の事務要領

### I. 道路位置指定について

土地を建築物の敷地として利用するために築造した道路で、特定行政庁（八戸市長）から位置の指定を受けることによって、建築基準法上の道路として扱われることになります。（建築基準法第42条第1項第5号）

#### {解説}

新たに築造される道路で、道路法・都市計画法・土地区画整理法等の法律に基づき築造される道路は公道として建築基準法上の道路となりますが、これらの法律に基づかず私有地をもって築造される道路（私道）は、所定の手続きにより申請し、位置の指定を受けることにより建築基準法上の道路となります。

#### {開発許可との関係}

道路位置指定は、建築基準法に基づきなされるものですが、開発行為（土地の区画形質の変更）の区域が1,000平方メートル以上の場合は、都市計画法に基づく「開発許可申請」の対象となります。（市街化調整区域での道路位置指定は、都市計画法で規制されています）

#### {補足}

建築基準法の道路のうち、道路法、都市計画法等の法律によらないで築造する道路については、建築基準法において幅員や排水施設の設置等の基準が定められています。これらの基準に適合することの確認を受けた上で、特定行政庁からその位置の指定を受けることで建築基準法上の道路となります。

土地を建築物の敷地として利用するために道路を築造することは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であるため、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当します。このことから区域の設定については本市の「開発許可制度の手引き」を参照してください。また、開発許可を受けることが可能な土地においてことさらに小規模な区域を設定しないよう留意してください。

道路の位置の指定を受けることは周辺の私有地に対しても道路斜線等の制限が課せられることとなりますので、周辺の土地所有者等と十分調整したうえで計画してください。

#### {位置指定道路の周辺の既存建築物への影響について}

位置指定道路の計画については、周辺の既存建築物が道路斜線制限、建蔽率、容積率その他の建築基準関係規定に適合しない計画にならないようにしてください。

#### {関係機関との協議}

道路位置指定にあたり、他の関係機関又は団体と協議すべき事項が生じたときは、速やかに当該関係機関又は団体と協議し、十分に調整を図るようにしてください。

（1）開発許可に関すること：建築指導課（開発指導グループ）

（2）取付道路に関すること：道路管理者、道路維持課（市道）、その他

(3) 排水処理に関すること：港湾河川課、道路維持課、下水道業務課、その他

※ 道路位置指定対象区域に面する建築基準法第42条に規定する道路に側溝がない場合は、道路管理者と協議し、側溝を設置すること。

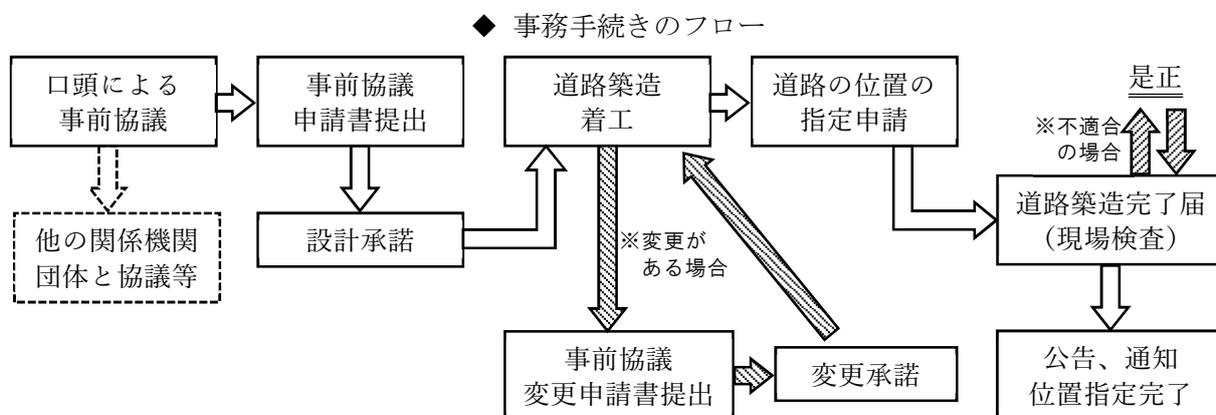
(4) 文化財に関すること：社会教育課

(5) 水道に関すること：八戸圏域水道企業団給水課

(6) その他

## II. 事前協議の申請について

道路位置指定は、道路を築造した後に位置指定の申請をし、現場検査を経て市長の公告により指定となります。築造に際しては、「事前協議申請書」の提出によって、設計内容が審査され、「事前協議申請書」の承諾された後に、工事に着手することとなります。この手続きによらないで築造された道路は、申請後に工事の是正措置が生じたり、道路位置指定ができない場合があります。



### 事前協議申請書の作成 A4版 2部 (正1部、副1部)

1. 道路の位置の指定事前協議申請書 (要綱別記第1号様式)
2. 道路の位置の指定の権利者一覧 (要綱別記第2号様式)
3. 省令第9条の表に規定する図面
  - ア 附近見取図 (縮尺1:2500程度)
  - イ 地籍図
4. 位置指定道路部分の土地の登記事項証明書
5. 土地利用計画図 (分割予定図を含む。)
  - ※道路と宅地を色分けにより明示してください。
6. 道路構造断面図
7. 道路及び宅地の縦横断面図
8. 排水計画図及び側溝、柵等の構造図
9. 地積測量図 (宅地部分及び道路部分を求積)
10. 公図の写し
11. 代理人協議の場合は委任状 (別記第2-1号様式) 及び印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの)
12. 現況写真 (写真撮影方向図により方向を図示)

### 13. その他市長が必要と認めるもの

(注意事項) 事前協議申請に際しては、他法令による制限、協議等がある場合は関係課、管轄官庁との協議を先行してください。

例：公道取付協議(道路法24条)、排水処理協議、下水道処理区域内(下水道業務課と協議)、文化財等

## Ⅲ. 計画の変更について

事前協議の承諾を受けた後に、計画を変更する場合は、再度事前協議を行います。道路位置指定事前協議変更申請書(要綱別記第3号様式)を提出してください。添付書類は事前協議に準じます。

### 道路の位置の指定申請書の作成 A 4版2部(正1部、副1部)

1. 道路の位置の指定申請書(細則別記第10号様式)
2. 道路の位置の指定承諾書：実印によること。(細則別記第11号様式)
3. 承諾者全員の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)・・・正本のみに添付  
ただし、銀行及び国等についてはこの限りでない。
4. 省令第9条の表に規定する図面  
ア 附近見取図(縮尺1:2500程度)  
イ 地籍図
5. 道路位置指定部分の土地の登記事項証明書(分筆済、地目変更(公衆用道路)済のもの)  
・・・正本に原本、副本に写しを添付
6. 土地利用計画図(分割予定図を含む。)  
※ 道路と宅地を色分けにより明示してください。
7. 道路の構造断面図
8. 道路及び宅地の縦横断面図
9. 排水計画図及び側溝、枘等の構造図
10. 地積測量図(宅地部分及び道路部分を求積)
11. 公図の写し(道路位置指定部分及び各宅地が分筆済のもの)
12. 位置指定に係わる調書(別記第1号様式)・・・正本のみ添付
13. 申請者の位置指定の維持・管理に関する誓約書(別記第3号様式)
14. その他市長が必要と認めるもの(他法令による許可書の写し、協議書等)
15. 道路築造完了届(細則別記第12号様式)・・・正本のみに添付
16. 道路の完成写真(取付側、後方及び造成地全景の着工前・完成後)・・・正本のみ添付  
※表紙には、申請地の地名地番と施工業者名を記載してください。
17. 道路の工事写真(各工程、製品・資材、構造物ごとに工程に従って検尺したもの)  
・・・正本のみ添付  
※表紙には、申請地の地名地番と施工業者名を記載してください。
18. 代理人申請の場合は委任状(別記第2-2号様式)
19. 除外地の設定がある場合は確約書(別記第4号様式)

#### V. 道路の位置の指定の発効について

申請後に当該申請が、計画どおり築造されているか現場検査を実施した上で、その道路が建築基準法、規則等及び八戸市の道路位置指定の基準に適合している場合、市長が道路の位置の指定をします。この指定は、公告、申請者への通知によりその効力が生じます。…建築基準法施行規則第10条

#### VI. 道路位置指定後の維持管理等について

位置指定の道路は、私道であるため指定後は申請者等が維持管理するものであり、道路の破損、排水等について問題が生じた場合、また隣接地から苦情があった場合等、自己の責任において処理することとなります。

#### VII. 道路廃止申請書の添付書類について

道路位置指定申請における添付図書に準じます。

別記

第1号様式

位置指定道路に係わる調書

年 月 日

作成者 (申請代理者)	住所 氏名	Tel ( )	
	作成者資格		
工事施工者	住所 氏名	Tel ( )	
申請者	住所 氏名	Tel ( )	
申請地	八戸市		
用途地域の指定			
道路概要	延長	m	幅員 m
舗装	1. なし      2. 一部 ( m)      3. 全部		
道路部分の面積	m <sup>2</sup>		
宅地部分の面積	m <sup>2</sup>		
合計の面積	m <sup>2</sup>		
宅地の区画数	区画		
位置指定の目的			

※ 指定年月日	※ 指定番号	※ 公 告	※ 特記事項
年 月 日	第 号	年 月 日 第 号	

※ 欄は記入しないこと。

第 2-1 号様式

委 任 状

住所

氏名

上を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

物件の表示

八戸市

委任事項

1. 上記物件につき、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による「道路の位置の指定」に関わる事前協議に関する事。
2. 事前協議申請手続きを行った関係書類の受領に関する事。

年 月 日

住所

氏名

印

(注意事項)

- ・押印は実印とし、印鑑登録証明書を添付すること。

第 2-2 号様式

委 任 状

住所

氏名

上を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

物件の表示

八戸市

委任事項

1. 上記物件につき、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による「道路の位置の指定」に関わる申請手続き等に関する事。
2. 申請手続きを行った関係書類の受領に関する事。

年 月 日

住所

氏名

印

(注意事項)

- ・押印は実印とし、印鑑登録証明書を添付すること。

第3号様式

誓 約 書

私は、位置指定された道路について、生活環境の汚染、道路の破損、排水等について適正に維持管理し、問題が発生した場合は自己の責任において処理することを誓約いたします。また、維持管理者が変わる場合は、変更後の維持管理者にこのことを説明して引き継ぎます。

年 月 日

(あて先) 八戸市長

物件の表示

八戸市

維持管理者

住所

氏名

印

連絡先 ( )

(注意事項)

- ・押印は実印とし、印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

確 約 書

(あて先) 八戸市長

住所

氏名

印

連絡先 ( )

下記の土地に関して、このたび道路の位置の指定申請をした道路の指定後3年間は、この道路を利用した宅地分譲及び建築物の敷地として使用しないことを確約します。

土地の表示

八戸市

(注意事項)

- ・押印は実印とし、印鑑登録証明書を添付すること。

## ◆道路位置指定申請に係る参考資料

### 1 建築基準法（抜粋）

#### （道路の定義）

**第四十二条** この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一から四 略

**五** 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2から6 略

### 2 建築基準法施行令（抜粋）

#### （道に関する基準）

**第四百四十四条の四** 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

### 3 建築基準法施行規則（抜粋）

#### （道路の位置の指定の申請）

第九條 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第四百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

#### （指定道路等の公告及び通知）

第十條 特定行政庁は、法第四十二条第一項第四号若しくは第五号、第二項若しくは第四項又は法第六十八条の七第一項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第四十二条第三項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

### 4 八戸市建築基準法施行細則（抜粋）

#### （道路の位置の指定等）

第十四條 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、別記第10号様式による申請書に省令第9条に規定する図面及び別記第11号様式による承諾書のほか、次に掲げる図面及び書面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承諾書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書
- (2) 申請に係る道路敷地の土地登記簿謄本（地目が公衆用道路となっているもの）

- (3) 土地利用計画図（分割予定図）
- (4) 道路の構造断面図
- (5) 道路及び宅地の縦横断面図
- (6) 排水計画図及び側溝、柵等の構造図
- (7) 地積測量図
- (8) 公図の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

- 2 省令第9条の規定による申請をした者は、当該申請に係る道路の築造を完了したときは、速やかに道路築造完了届（別記第12号様式）に工事写真を添付して市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 3 前項の道路の築造は、政令第144条の4に規定する基準のほか、別に定める技術基準に適合しなければならない。
- 4 省令第10条の規定による道路の位置の指定の通知は、申請書の副本に指定済印（別記第13号様式）を押し、当該申請者に交付して行うものとする。

#### （道路の位置の標示）

- 第15条** 省令第10条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受理した日から30日以内に市長の命令を受けた職員又はその委任を受けた職員の立会いにより当該指定を受けた道路の位置を標示する標識を設置しなければならない。ただし、側溝その他によりその位置の明らかな場合は、この限りでない。
- 2 何人といえども、前項の標識をみだりに移動させてはならない。
  - 3 次条の規定により位置の指定を受けた道路を廃止した者は、速やかに当該廃止に係る道路の標識を除去しなければならない。

#### （私道の廃止）

- 第16条** 法第45条に規定する私道を廃止しようとする者は、道路廃止申請書（別記第14号様式）に道路廃止承諾書（別記第15号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（あて先）八戸市長

申請者

道路の位置の指定申請書

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 申請者			
住所			
氏名		電話 ( )	
2 代理人			
住所			
氏名		電話 ( )	
3 申請地の地名・地番			
八戸市			
4 用途地域	5 道路部分の面積	6 宅地部分の面積	7 合計面積
地域	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
8 土地所有者 (住所・氏名)	地番	所有者(住所・氏名)	
9 申請の理由			
10 道路の幅員・長さ	幅員	m / 長さ	m
11 道路完成年月日	年 月 日		
※手数料欄			
※受付欄	※指定済印欄	※ 指定済番号欄	
		年 月 日 第 号	
		※ 公 告	
		年 月 日 第 号	

注 ※欄は、記入しないでください



(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

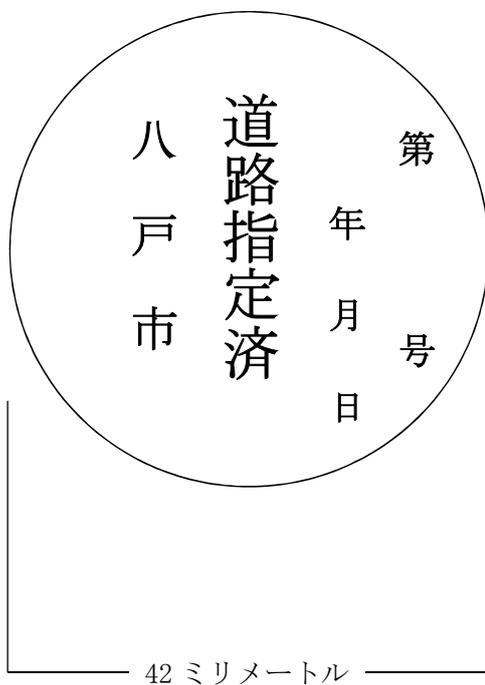
道 路 築 造 完 了 届

八戸市建築基準法施行細則第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 道路位置指定の申請者				
住所				
氏名	電話	( )	番	
2 届出に係る道路の地名・地番 (位置指定道路の部分)				
八戸市				
3 道路の幅員	m	m	m	
4 道路の延長	m	m	m	
5 道路の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
6 宅地部分の面積	m <sup>2</sup>	7 合計面積	m <sup>2</sup>	
8 道路位置の標示方法				
9 道路排水方法				
10 道路完成年月日	年 月 日			
※受付欄	※決裁欄			※備考欄

注 (1) ※欄は、記入しないでください。

(2) 工事各工程写真及び完成写真を必ず添付してください。



（あて先）八戸市長

申請者

道 路 廃 止 申 請 書

八戸市建築基準法施行細則第 16 条の規定により、建築基準法第 42 条第 項第 号の道路を  
廃止申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 申請者		
住所		
氏名		電話 ( )
2 代理人		
住所		
氏名		電話 ( )
3 廃止部分の地名・地番		
八戸市		
4 土地所有者 (住所・氏名)	地 番	所 有 者 ( 住 所 ・ 氏 名 )
5 廃止の理由		
6 廃止道路の幅員・長さ	幅員	m / 長さ m
7 側溝等の除去年月日	年 月 日	
※手数料欄		
※受付欄	※廃止済印欄	※ 廃止済番号欄
		年 月 日 第 号
		※ 公 告
		年 月 日 第 号

注 ※欄は、記入しないでください。

